【定期検査】令和8年 10月　那覇市水道水質検査結果 注1）

■採水年月日：令和8年10月20日　　■水質検査機関：(一財) 沖縄県環境科学センター

■水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査（色、濁り及び消毒の残留効果）を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
■那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の２系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
■上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

	番号	検査項目	県企）西原浄水場系統　給水栓							県企）北谷浄水場系統　給水栓			水道水質基準等 注2）
			前田系 末吉公園	真地系 識名南公園	上識名系 上間中央公園	新川系 崎山公園	上間系 小禄南風公園	赤嶺系 どんぐり公園	豊見城系 小禄月光公園	大名系 ちゅらまち公	安里系 安謝東公園	泊系 壺川中公園	
基準項目・健康に関連する項目	1	一般細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100個/mL 以下
	2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物											0.003mg/L 以下
	4	水銀及びその化合物											0.0005mg/L 以下
	5	セレン及びその化合物											0.01mg/L 以下
	6	鉛及びその化合物											0.01mg/L 以下
	7	ヒ素及びその化合物											0.01mg/L 以下
	8	六価クロム化合物											0.02mg/L 以下
	9	亜硝酸態窒素											0.04mg/L 以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン											0.01mg/L 以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素											10mg/L 以下
	12	フッ素及びその化合物											0.8mg/L 以下
	13	ホウ素及びその化合物											1.0mg/L 以下
	14	四塩化炭素											0.002mg/L 以下
	15	1,4-ジオキサン											0.05mg/L 以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン											0.04mg/L 以下
	17	ジクロロメタン											0.02mg/L 以下
	18	テトラクロロエチレン											0.01mg/L 以下
	19	トリクロロエチレン											0.01mg/L 以下
	20	PFOS及びPFOA　注3）											0.00005mg/L以下
	21	ベンゼン											0.01mg/L 以下
	22	塩素酸											0.6mg/L 以下
	23	クロロ酢酸											0.02mg/L 以下
	24	クロロホルム											0.06mg/L 以下
	25	ジクロロ酢酸											0.03mg/L 以下
	26	ジブロモクロロメタン											0.1mg/L 以下
	27	臭素酸											0.01mg/L 以下
	28	総トリハロメタン											0.1mg/L 以下
	29	トリクロロ酢酸											0.03mg/L 以下
	30	ブロモジクロロメタン											0.03mg/L 以下
	31	ブロモホルム											0.09mg/L 以下
基準項目・水道水が有すべき性状に関連する項目	32	ホルムアルデヒド											0.08mg/L 以下
	33	亜鉛及びその化合物											1.0mg/L 以下
	34	アルミニウム及びその化合物											0.2mg/L 以下
	35	鉄及びその化合物											0.3mg/L 以下
	36	銅及びその化合物											1.0mg/L 以下
	37	ナトリウム及びその化合物											200mg/L 以下
	38	マンガン及びその化合物											0.05mg/L 以下
	39	塩化物イオン	22.3	22.1	22.2	22.6	22.6	22.5	22.6	24.0	24.1	24.1	200mg/L 以下
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）											300mg/L 以下
	41	蒸発残留物											500mg/L 以下
	42	陰イオン界面活性剤											0.2mg/L 以下
	43	ジェオスミン											0.00001mg/L 以下
	44	2-メチルイソボルネオール											0.00001mg/L 以下
	45	非イオン界面活性剤											0.02mg/L 以下
	46	フェノール類											0.005mg/L 以下
	47	有機物（全有機炭素の量）	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	3mg/L 以下
	48	pH値	7.4	7.3	7.4	7.1	7.4	7.4	7.4	7.1	7.2	7.2	5.8 以上 8.6 以下
	49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
	50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
	51	色度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5度以下
	52	濁度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2度以下
	53	遊離残留塩素	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.1mg/L 以上
		判定結果	上記検査項目について、右欄の水道水質基準に適合										
	54	気温【採水時】	27.2	31.1	29.8	28.0	29.1	29.0	29.1	28.2	26.4	29.6	（℃）
	55	水温【採水時】	27.6	28.4	28.0	27.2	29.1	29.5	28.1	28.8	27.2	28.1	（℃）
水質管理目標設定項目	56	アンチモン及びその化合物											0.02mg/L 以下
	57	ウラン及びその化合物											0.002mg/L 以下※
	58	ニッケル及びその化合物											0.02mg/L 以下
	59	1,2-ジクロロエタン											0.004mg/L 以下
	60	トルエン											0.4mg/L 以下
	61	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）											0.08mg/L 以下
	62	ジクロロアセトニトリル											0.01mg/L 以下※
	63	抱水クロラール											0.02mg/L 以下※
	64	残留塩素	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	1mg/L 以下
	65	遊離炭酸											20mg/L 以下
	66	1,1,1-トリクロロエタン											0.3mg/L 以下
	67	メチル-t-ブチルエーテル											0.02mg/L 以下
	68	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.4	1.2	1.1	1.1	3mg/L 以下
	69	臭気強度											3 以下
	70	ランゲリア指数											-1 程度以上、極力0に近づける
	71	従属栄養細菌											2000個/mL 以下※
	72	1,1-ジクロロエチレン											0.1mg/L 以下
自主検査	73	アルカリ度											（mg/L）
	74	電気伝導率	13.7	13.6	13.6	13.7	13.7	13.8	13.7	22.8	22.8	22.8	（mS/m）
	75	カルシウム											（mg/L）
	76	マグネシウム											（mg/L）

（※は、暫定目標値です）

注1）検査結果の欄中、<（数値）は（数値）未満のことです。

注2）水道水質基準等の欄中、法定基準項目（番号1～番号53）については基準値、行政通知の管理目標設定項目（番号56～番号72）については目標値、その他の項目については( )内に単位を記載しています。上記の番号1～番号52の基準値は水道法第4条に基づく基準であり、番号53の遊離残留塩素の基準値は水道法22条に基づく基準です。

注3）番号20の基準値は、PFOS及びPFOAの合算値として設定されています。数値の単位（mg/L）は、（ng/L）に換算すると0.000001mg/L=1ng/Lとなります。